

今般、当公社を当事者とする判決がありましたことを受けて、理事長のコメントを添えて報告します。

1 訴訟の概要

当公社の職員がパワー・ハラスメントを受けたとして、パワー・ハラスメントを行ったとされる公社の職員及び公社に対して損害賠償を求めるというもの。

2 判決の内容

原告職員の公社職員及び公社に対する請求をいずれも棄却する

3 理事長のコメント

令和4年、当公社に勤務する職員からの通報を受け、専門家の意見を踏まえながら調査を実施し、当該職員に対して説明を行ってまいりましたが、その後、当該事案に関して訴訟が提起されました。

裁判においては、当方の主張を真摯に説明し、審理を通じてこの度、裁判所の判断が示されました。当公社としては、今回の判決を真摯に受け止めております。

今後も、県民の皆様をはじめ、関係するすべての皆様から一層の信頼をいただけるよう、職員が安心して働ける職場環境の整備に誠実に取り組んでまいります。

令和7年10月15日

埼玉県住宅供給公社
理事長 庄司 健吾